

基 発 1227 第 1 号

平成 23 年 12 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

### 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 154 号。以下「改正省令」という。）が平成 23 年 12 月 27 日に公布され、平成 24 年 1 月 1 日から施行されることとなったので、下記事項に留意のうえ、事務処理に万全を期されたい。

### 記

#### 1 改正の趣旨

東日本大震災の復旧・復興作業については、民間事業者の中でも建設業者が主要な役割を果たすことが期待される。

建設業者が労働者を使用して復旧・復興作業を行う場合、その作業中に労働者が被った災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）に基づく保険給付（以下「労災保険給付」という。）の支給が行われる。

一方、建設業を行う一人親方等は、労災保険への特別加入が可能であり、特別加入者が復旧・復興作業中に被った災害についても、労災保険給付の支給が行われる。

特別加入者が被災した場合における労災保険給付の支給・不支給の判断は労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）に規定された事業内容の範囲内で届出のあった業務の内容を基礎として行われるが、復旧・復興作業の中には、高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去など、建設業では通常行うことが想定されない（労災則第 46 条の 17 第 2 号に規定されていない）作業が含まれることから、これらの

作業を含め、復旧・復興作業を行う建設業の一人親方等が作業中に被った災害について適切な補償を行うことができるよう、所要の改正を行ったものである。

## 2 改正の内容

### (1) 本則関係

労災則第46条の17第2号に掲げる事業を行う者として特別加入した一人親方等が工作物の原状回復の事業(除染を目的として行われる高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等を含む。)又はその準備の事業(以下「原状回復の事業」という。)に従事する際に被った災害を労災保険による補償の対象とすること。

### (2) 附則関係

#### ① 施行期日

平成24年1月1日から施行すること。

#### ② 経過措置

改正省令による改正後の労災則第46条の17第2号の規定は、改正省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労災保険給付について適用するものとし、施行日前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労災保険給付については、なお従前の例によるものとしたこと。

## 3 今般の特別加入制度の改正に関する留意点

原状回復の事業を行う者の取扱いについては、昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行について」(以下「基本通達」という。)等の関係通達によるほか、以下の点に留意すること。

### (1) 特別加入対象者

原状回復の事業を行う者については、原則として、建設業者以外の者であっても労災則第46条の17第2号に掲げる事業を行う者として、特別加入を承認して差し支えないこと。

ただし、労災則第46条の17(第2号を除く。)及び第46条の18に掲げる事業(以下「加入事業」という。)を行う者が、復旧・復興の作業のうち、加入事業で認められる業務と同一の業務のみを行う場合には、当該加入事業を行う者として承認すること。たとえば、労災則第46条の17第1号で特別加入している者が、復旧・復興の作業のうち、汚染された土壌等を自動車を使用して運搬する作業のみを行う場合は、労災則第46条の17第1号として承認すること。

## (2) 業務遂行性の範囲

一人親方等の場合は、その者が行う事業ごとに、労災則第 46 条の 17 又は第 46 条の 18 の各号別の基準を適用し、業務遂行性の有無を判断することについては従前と変更がないこと。

なお、労災則第 46 条の 17 第 2 号に掲げる事業を行う者として特別加入した者が、原状回復の事業を行う場合に「委託契約」として事業を実施している場合には、基本通達中「請負契約」を「委託契約」に読み替えるものとする。

中小事業主の場合についても、基本通達等に従って、業務遂行性の有無を判断すること。

## (3) 従事する業務の内容の変更と変更届

一人親方等に限らず、既に特別加入している者が、新たに原状回復の業務又は除染を目的とする原状回復以外の業務を行う場合は、労災則第 46 条の 19 第 1 項第 3 号又は労災則第 46 条の 23 第 1 項第 4 号に規定する「従事する業務の内容に変更が生じた場合」に該当することから、変更の届出が必要となること。

なお、労災保険法所定の効果は、保険事故が生じる前に変更の届出があった場合に限り生じるものであるが、当分の間、所轄労働局長が上記の変更の届出を行うことが遅延したことにつき、やむを得ない事情があると認めた場合には、事前に変更の届出が行われた場合と同様に取り扱うことができること。

## (4) 災害防止規定の改定等

一人親方等の特別加入の団体は、その構成員である特別加入者が新たに原状回復の業務又は除染を目的とする原状回復以外の業務を行う場合には、労災則第 46 条の 23 第 2 項に定める業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項について、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 6 号。以下「除染ガイドライン」という。) に沿って改定しなければならないこと。

中小事業主等の特別加入者については、除染ガイドラインに沿った線量管理を行うことが望ましいものであること。